

【報告】「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」の取り組み状況について

「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」（平成 31 年 4 月 1 日施行）第 18 条に基づき、令和 4 年度の本市における神戸産農水産物等の活用の推進に関する取り組み状況について報告する。

1. 生産者、事業者及び市民の交流支援についての主な施策（第 8 条）

（1）ファーマーズマーケットの開催

地産地消のライフスタイル化を目指したファーマーズマーケット「EAT LOCAL KOBE FARMERS MARKET」を垂水漁港、須磨海岸などに加えて、六甲道南公園、弓弦羽神社においても開催した。また、駒ヶ林、兵庫エリア、西神中央駅周辺で、地域の個性に合わせたマーケットを開催した。



- ・ EAT LOCAL KOBE FARMERS MARKET : 44 回 約 41,000 人 ファーマーズマーケット
（垂水漁港、須磨海岸、新長田鉄人広場、旧居留地、六甲道南公園、弓弦羽神社）
- ・ 駒ヶ林（長田港漁船だまり） : 2 回 約 2,400 人
- ・ 兵庫エリア : 4 回 約 330 人
- ・ 西神中央駅周辺 : 11 回 約 5,500 人

（2）農漁業体験への支援

地域団体等が主体的に取り組む、稲作体験・野菜栽培体験などの農漁業体験イベントに対して補助等を行った。

- ・ 農業体験 : 13 地区
稲作体験、黒大豆栽培体験、さつまいも栽培体験、みそづくり体験 等
- ・ 漁業体験 地引網体験 : 10 回 約 1,300 人
乾のりづくり体験 : 18 回 410 人
塩づくり体験 : 44 回 776 人
潮干狩り体験 : 15,650 人
釣り大会 : 32 回 1,141 人
- ・ 栽培漁業センターの施設見学 : 22 団体 1,315 人（市内外の小学校など）

2. 啓発活動等についての主な施策（第 9 条）

花きにおいては、神戸産の花を PR し、消費拡大につなげるため、「街の彩ガーデン」として市役所等に花のディスプレイを設置した。「神戸花物語 2022 秋」では、道の駅神戸フルーツ・フラワーパーク大沢に花絵を設置し、「神戸花物語 2023 春」では、デュオこうべにて花の販売や KOBE ビクトリーブーケコンテストを開催した。



神戸花物語 2022 秋

農産物においては、市民を農業の生産現場に案内する産地見学会を開催するとともに、神戸産農産物を市内の小売店や量販店、イベントにてPR販売した。また、水産物においては、垂水漁港における「漁業デー」の開催をPRし、神戸産水産物の販売を促進した。

さらに、Instagramを活用した「神戸産を食べて応援キャンペーン」を開催するなど、WEBサイトを活用して、神戸の農漁業や食に関する情報を発信した。

地域資源循環・環境保全型農業の啓発に関する取組として、下水処理の過程で回収された「こうべ再生リン」を配合した「こうべ SDGs 肥料」を市民向けに販売した。



こうべ SDGs 肥料

- ・「街の彩ガーデン」：5回（延べ25カ所）
デュオこうべ、市役所1号館ロビー、神戸マラソン（神戸国際展示場）他
- ・「神戸花物語 2022 秋」：道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク大沢
11月10日～28日、展示テーマ「BE KOBE」、伊川谷産ビオラ約7,000鉢
- ・「神戸花物語 2023 春」：デュオこうべ 2月25日～26日
- ・神戸産農産物の産地見学会：9回 180人
- ・神戸産農産物のPR販売：12店（量販店等）、OHIROME MARKET（JR三ノ宮駅南広場）
- ・漁業デーの開催：17回 約850人
- ・みのりの祭典の開催：1回 約4,500人
- ・神戸産を食べて応援キャンペーン（Instagram）：6月～9月

3. 生産、供給及び市内流通の促進についての主な施策（第10条）

（1）生産拡大に関する取り組み

農業生産資材等の価格高騰対策として、こうべ再生リンを配合した肥料「こうべハーベスト」の提供や市内産堆肥の購入支援及び施設園芸農家への燃油費の一部支援を実施した。

また、酒米である山田錦の栽培において、「こうべハーベスト」を用いた試験栽培やドローンを用いた画像解析による生育診断の実証実験に取り組んだ。

栽培漁業センターにおいては、ナマコ・マコガレイ等の種苗生産に取り組んだ。

- ・「こうべハーベスト」肥料提供：11,598袋（1袋:20kg）
- ・市内産堆肥の購入支援：4,437t
- ・燃油価格高騰対策支援：75件
- ・農業経営スマート化促進事業：2団体（コンバイン、米穀乾燥調製機）
- ・山田錦の生育診断：1ha
- ・ナマコ放流実績：約7万2千個
- ・マコガレイ放流実績：約5万6千尾



園芸用こうべハーベスト

(2) 農業の担い手に対する支援

地域の担い手となる認定農業者・集落営農組織に対し、農業用機械・設備の導入支援を行うとともに、新規就農者・農村サポーターなど多様な担い手の育成に努めた。新規就農者に対しては、経営開始資金による支援を行うとともに、果樹栽培に特化した新規就農者向けの研修として「こうべ果樹の就農学校」を開講した。

また、多様な担い手の裾野の拡大を目指して、短期間の研修により小規模農地で営農できる「神戸ネクストファーマー制度」を運用した。

さらに、集落ごとに5～10年後の農地の耕作者・後継者を明確化する「実質化した人・農地プラン」を策定するとともに、集落営農組織の広域化・法人化を推進した。

水産振興では、漁業経営の安定のため、漁船保険や漁業共済の補助等の支援を行った。

- ・認定農業者の認定者：69人（認定者合計255人）
- ・認定新規就農者の認定者：15人（認定者合計44人）
- ・経営開始資金の交付者：40人
- ・農業経営力向上支援事業採択：3件（大豆刈取機・乾燥機、粃摺機、畦塗り機）
- ・神戸ネクストファーマー：15人
- ・こうべ果樹の就農学校の研修生：10人
- ・農村サポーター：52人
- ・実質化した人・農地プランの策定：34地区
- ・広域集落営農法人の支援：1法人（神出町）
- ・漁船保険：323隻
- ・漁業共済：32人



こうべ果樹の就農学校

(3) 市内流通の促進

市内農家に対して、市内流通の促進、環境負荷軽減に向け、出荷用コンテナ等の導入支援を行った。また、認知度向上と消費拡大のため、出荷・産地表示資材の導入支援、量販店での地産地消コーナーの設置などに取り組むとともに、農産物直売所に出荷する生産者団体が行うPR活動に対して支援を行った。

さらに、神戸産農水産物の飲食店等での活用を促す「神戸食材フェア」の開催に加え、農水産物のカタログやホームページの作成や市内小売店等での販売状況調査を行った。

畜産振興では、市内農家が生産した但馬牛の市内流通を促進するため、中央卸売市場西部市場への出荷に対する助成を行った。

- ・地産地消推進店：40店
- ・量販店での地産地消コーナー設置：11店
- ・市内農産物直売所：56箇所
- ・出荷用コンテナ導入：3,000ケース
- ・神戸いちじくフェア：9月8日～10月31日開催、54店舗
- ・神戸食材フェア：2月22日～3月12日開催、102店舗
- （いちご、トマト、須磨海苔、こうべ旬菜、ハウレンソウ、ハモ、黒鯛）
- ・市内流通促進支援（但馬牛）：403頭

4. 生産環境及び生産基盤の整備等についての主な施策（第11条）

神戸産農水産物の生産性向上を図るため、国県補助事業等を活用し、生産基盤や漁港施設の整備に対する支援及び漁港施設改修の検討を行った。

- ・ため池改修：1件
- ・土地改良施設維持管理適正化事業：5件
- ・漁港施設改修：塩屋漁港機能強化事業

垂水漁港長期保全計画更新



ため池改修工事

5. 神戸産農水産物等の優先利用についての主な施策（第12条）

教育委員会、（一財）神戸市学校給食会、兵庫六甲農業協同組合、流通事業者と連携し、安全で新鮮な神戸産野菜や米を学校給食へ供給し、地産地消を推進した。また、新たに地域の特産品である北神みそ、神戸産しらす干しの給食での利用を進めた。

「こうべ給食畑推進事業」として、給食利用が多い品目（ジャガイモ、タマネギ、ニンジン）について、生産拡大や秀品率の向上に取り組んだ。また、生産量が豊富な旬の時期にキャベツの利用促進を行った。

- ・神戸産野菜利用割合：小学校 15.3 %（196 t / 1,279 t）
中学校 10.2 %（20.5 t / 200 t）
- ・神戸産米の利用割合：小学校 100%（640 t）
中学校 100%（276 t）
- ・神戸産食材の新たな利用：北神みそ（2回、1,057kg）
しらす干し（1回、402kg）



調理士の生産現場見学会

6. ブランド化の推進についての主な施策（第13条）

減農薬、減化学肥料で栽培され、環境にも配慮した神戸産野菜である「こうべ旬菜」について、学校給食への利用促進、産地表示資材の導入支援等を行った。また、地域資源循環・環境保全型農業の取組みを進めるため、生産者や流通事業者との意見交換等を行った。

さらに、「こうべ旬菜」を含む神戸産農水産物の飲食店等での活用を促す「神戸食材フェア」の開催に加え、神戸産農水産物のカタログやホームページの作成や市内小売店等での販売状況調査を行った。

- ・「こうべ旬菜」生産量：18品目 約3,100 t
- ・神戸いちじくフェア：54店舗（再掲）
- ・神戸食材フェア：102店舗（再掲）



神戸食材フェアメニュー

7. 他の施策との連携についての主な施策（第14条）

（1）観光関連

神戸市観光園芸協会と連携し、いちご・ぶどう・なし・さつまいも・かき・とうもろこしの観光農園及び貸農園のPRを実施した。

また、主要交通網の結節点である「道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」に「BE KOBE」のモニュメントを設置し、農村ツーリズムの拠点施設として、さらなる機能強化を図った。

神戸沖で早朝に獲れるしらす「神戸夜明けのしらす」を用いたメニュー開発を行うとともに、しらす漁への同行などの体験コンテンツと宿泊を組み合わせたモニターツアーを実施した。

- ・観光農園利用者：49,718人
内訳：いちご16,687人、ぶどう8,090人
なし2,952人、さつまいも18,236人
かき1,381人、とうもろこし1,412人
貸農園960人
- ・メニュー開発：5事業者
- ・モニターツアー：2回



「BE KOBE」モニュメント



神戸しらすメニュー

（2）食育関連

都市部で農に触れる機会を創出するため、公園などでの果樹植栽や農園づくりの実証実験を実施した。また、民間の都市農園の活動について「食都神戸実践モデル活動支援事業」により支援を行った。

また、食育を推進するため農漁業体験活動に対する補助や神戸産農水産物を学校給食への提供を行った。

- ・都市部での農園づくりの実証実験：5件
平野コープ農園（兵庫区平野展望公園）
ノエスタ農園（兵庫区御崎公園）
ウンガノハタケ（兵庫区材木町）
ウジャマー菜園（長田区新湊川公園）
北野エディブルヤード（中央区市民トーア公園横）
- ・食都神戸実践モデル活動支援：5件
シェラトンファーム（東灘区）
神戸国際大学（東灘区）
エコール・リラ（北区）
ノエスタ農園（兵庫区）
BRANCH 神戸学園都市（垂水区）
- ・里づくり支援事業（交流体験型）：13地区（再掲）



平野コープ農園

8. 6次産業化の支援についての主な施策（第15条）

神戸産農水産物等を活用した商品開発に対して「食都神戸実践モデル活動」として支援するとともに、市内大学生などの若者のアイデアと企業のノウハウを活用した「KOBE “にさんがろく”プロジェクト」を実施した。また、神戸農政公社においては、市民や事業者による「持続可能な農漁業の推進及び里山・農村地域の活性化」に寄与する先進的で創造性に富んだ活動を支援するため、「KOBE 里山 SDGs 活動支援補助金制度」を実施した。

- ・食都神戸実践モデル活動支援事業：2件
六甲のめぐみと連携した神戸産農水産物弁当、
ローカル食材を使用したスイーツ
- ・KOBE “にさんがろく”プロジェクト参加学生数：29人
しらす丼専用しょうゆ、レシピ本 等
- ・KOBE 里山 SDGs 活動支援事業：13団体
神戸須磨サーモンの加工品



しらす丼専用しょうゆ

【おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例】

神戸市は、異国の文化が溶け込んだハイカラな街として国内外に知られている。その一方、六甲山の北部には、水田地帯や果樹園が広がり、六甲山系を西に過ぎると、広大な平野部に農地が形成されるなど、畜産や花きを含め近畿圏でも有数の農業が営まれてきた。さらには、兵庫から舞子にかけ瀬戸内海の魚を扱う漁業の街でもある。

このように豊かな農産物、畜産物、水産物に恵まれ、また早くから外国と交易を行うことで、神戸ビーフに代表される独自の食文化が発展してきた神戸の食に注目し、本市では食を軸とした都市戦略を掲げ、地産地消や食のブランド化、世界への情報発信などに取り組んでいる。

しかし、農水産業等の従事者の高齢化や担い手不足は、深刻な課題となっており、将来世代にわたり、神戸の農水産業等を維持し、神戸独自の地域文化を継承していくためには、新たな潮流が必要である。現在、神戸産農水産物等の市内における認知度や流通量は十分とはいえず、市内流通の促進を図ることで、巨大消費地の近くに生産地があり、神戸産農水産物等を新鮮に供給・消費できる地域特性をいかしていくことが必要である。また、消費者である市民に対し、市内で生産され、とれたてでおいしく、かつ安全で安心な農水産物等を届けていくことは、広く市民の豊かな生活に寄与することにもつながる。

そこで、人と自然との共生を図りながら持続的な産業として農水産業等を営んでいけるよう、地産地消を含めたおいしい神戸産農水産物等の活用を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市、生産者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって神戸産農水産物等の活用の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農水産業等 農業、水産業及び畜産業をいう。
- (2) 農水産物等 農産物、水産物及び畜産物をいう。
- (3) 神戸産農水産物等 市内で生産された農水産物等及びこれを市内で加工したものをいう。
- (4) 生産者 市内で農水産物等を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (5) 事業者 次に掲げるいずれかの者に該当する者及びその組織する団体をいう。
 - ア 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の流通を行う者
 - イ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の加工を行う者
 - ウ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品を調理し、又は飲食物として提供する者
- (6) 6次産業化 1次産業としての農水産業等、2次産業としての加工業及び3次産業としての小売業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り、市内で生産された農水産物等を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

(基本理念)

第3条 市、生産者、事業者及び市民は、健全で豊かな市民生活の向上及び神戸独自の地域文化を継承していくことを旨として、次項に規定する取組を実施するよう努めるものとする。

2 市、生産者、事業者及び市民は、相互に連携し、神戸産農水産物等の情報を共有することを通じてそれぞれの立場を理解し、及び協力しながら神戸産農水産物等の活用を推進することにより、市内における農水産業等を健全で持続可能な産業として振興し、及び発展させるよう取り組むものとする。

(市の責務)

第4条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、及び協力して、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、新たに農水産業等に就業しようとする者及び就業した者(いずれも後継者を含む。)並びに農水産業等の多様な担い手への支援を行うものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、第3条の基本理念にのっとり、安全で安心な農水産物等の供給の重要性を認識し、農水産業等の生産拡大及び担い手の育成並びに6次産業化の推進に努めるとともに、神戸産農水産物等の市内流通の促進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、神戸産農水産物等の活用及び市内流通の促進並びに6次産業化の推進に努めるものとする。

2 事業者は、安全で安心な食品の提供の重要性を認識し、市民に対し食品に関する幅広い情報を提供するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、市内における農水産業等の振興に対する理解を深めるとともに、調理を始めとした食及び神戸産農水産物等に関する知識を深め、神戸産農水産物等を消費し、又は活用するよう努めるものとする。

(生産者、事業者及び市民の交流支援)

第8条 市は、農漁業体験等を通じた生産者、事業者及び市民による交流を支援することにより、それぞれの立場の理解が深まり信頼関係が構築されるよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第9条 市は、神戸産農水産物等の魅力及び活用に対する市民の関心及び理解を深め、及び生産者、事業者及び市民の間の相互理解を促進するため、情報共有、広報その他の啓発活動等を行うよう努めるものとする。

(生産、供給及び市内流通の促進)

第10条 市は、神戸産農水産物等が安定的に生産され、及び供給されるよう、市内における農水産物等の生産拡大、農水産業等の担い手に対する支援及び神戸産農水産物等の市内流通の促進に努めるものとする。

(生産環境及び生産基盤の整備等)

第 11 条 市は、神戸産農水産物等の生産性の向上を図るため、農水産業等の生産環境(農地、漁場等の周辺の環境をいう。)及び生産基盤の整備、保全及び活用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(神戸産農水産物等の優先利用)

第 12 条 市は、自らが主催する行事等において農水産物等(これを加工したものを含む。)の提供又は販売を行うときは、できる限り神戸産農水産物等を利用するよう努めるものとする。

2 市は、学校給食の食材調達に当たっては、神戸産農水産物等を優先的に利用するよう努めるものとする。

(ブランド化の推進)

第 13 条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、神戸産農水産物等のブランド化を進め、その魅力を国内外に発信するものとする。

(他の施策との連携)

第 14 条 市は、観光旅行者の来訪を促進するため、観光に関する施策との連携を図り神戸産農水産物等を観光資源として有効に活用するとともに、多様な媒体による広報宣伝の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るものとする。

(6次産業化の支援)

第 15 条 市は、生産者及び事業者が行う6次産業化を支援するとともに、6次産業化に対する市民の関心及び理解を深めるため、市民に対する情報提供及び啓発活動等を実施するよう努めるものとする。

(組織体制の整備)

第 16 条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第 18 条 市長は、毎年度、市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。